人を想い、場を創る。
okamura

第83回

定時株主総会招集ご通知

開催日時
平成30年 6月28日(木曜日)
午前10時

開催場所
横浜市西区北幸一丁目11番3号
ホテル横浜キャメロットジャパン
5階「ジュビリー」

書面又はインターネットによる議決権行使期限
平成30年6月27日（水曜日）午後5時20分まで

目 次

- 第83回　定時株主総会招集ご通知　2
- 議決権行使方法についてのご案内　3
- 株主総会参考書類　5
  - **第1号議案　剰余金の配当の件**
  - **第2号議案　買収防衛策のための新株予約権無償割当て等の件**
  - **第3号議案　取締役18名選任の件**
  - **第4号議案　補欠監査役2名選任の件**

[添付書類]
- 事業報告　39
- 連結計算書類　63
- 計算書類　66
- 監査報告書　69

株式会社 オカムラ
(証券コード7994)

私たちは、豊かな発想と確かな品質で、人が集う環境づくりを通して、社会に貢献していきます



代表取締役社長 中村雅行

株主の皆様におかれましては、日頃より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

オカムラは昭和20年、創業者を中心に設立の主旨に賛同した人たちが、資金、技術、労働力を提供し合って「協同の工業・岡村製作所」としてスタートを切りました。その創業の精神は、「創造、協力、節約、貯蓄、奉仕」の5つの言葉からなる社是と、これを受けた「基本方針」により企業文化として定着し、現在のオカムラグループの経営と事業活動に受け継がれ、「よい品は結局おトクです」をモットーに、お客様のニーズを的確にとらえたクオリティの高い製品とサービスを社会に提供することに努めてまいりました。

本年4月、「株式会社オカムラ」に社名を変更し、オカムラのミッションを「豊かな発想と確かな品質で、人が集う環境づくりを通して、社会に貢献する」と明文化いたしました。社名とブランドを統一することで、トータルソリューション企業への変革とグローバル化に向けて、さらに企業価値を高めてまいります。

オカムラグループは、これからも新たな変革へ挑戦しつづけ、さらなる事業の発展と企業価値の持続的な向上により、株主ならびに投資家の皆様の期待に応えていきます。皆様には、今後も一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

株主各位

証券コード7994
平成30年6月6日

横浜市西区北幸二丁目7番18号
株式会社 オカムラ
代表取締役社長 **中村 雅行**

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成30年6月27日（水曜日）午後5時20分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 **平成30年6月28日（木曜日）午前10時**

2 場 所 横浜市西区北幸一丁目11番3号
ホテル横浜キャメロットジャパン 5階「ジュビリー」

3 目的事項
報告事項
1. 第83期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当て等の件
第3号議案 取締役18名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件

4 招集にあたっての決定事項
議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎当社は、法令および定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.okamura.co.jp/）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。
◎なお、株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://www.okamura.co.jp/）に掲載いたします。
◎本株主総会招集ご通知および添付書類ならびにその英語訳は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。

招集ご通知 P2
株主総会参考書類 P5
事業報告 P39
連結計算書類 P63
計算書類 P66
監査報告書 P69

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
議決権の行使方法は、以下の方法がございます。
後記の株主総会参考書類（5～38頁）をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合

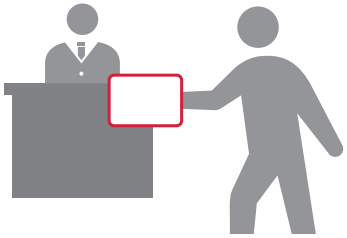

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますよう
お願い申しあげます。

当日ご出席願えない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に
議案に関する賛否をご表示のうえ、
平成30年6月27日（水曜日）午後5時20分までに
到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使

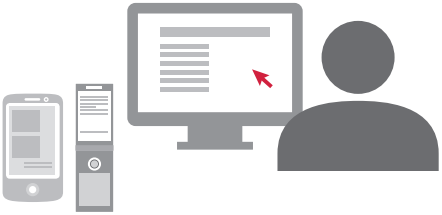

議決権行使ウェブサイトにアクセスして、
平成30年6月27日（水曜日）午後5時20分までに
ご行使ください。

行使のお手続きは次頁をご参照ください

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）をご利用いただくことによってのみ可能です。（毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。）当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使ウェブサイトのご利用方法



議決権行使ウェブサイトにアクセスする（https://evote.tr.mufg.jp/）

①「次の画面へ」をクリック

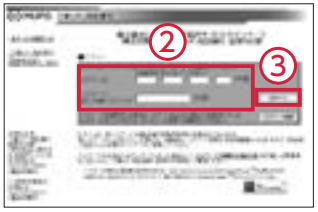

ログインする

②お手元の議決権行使書用紙に記載されたログインIDおよび「仮パスワード」を入力

③「ログイン」をクリック

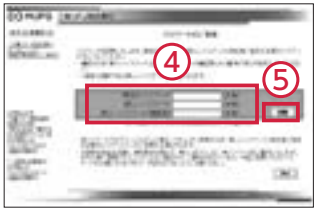

パスワードを登録する

④「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤「送信」をクリック

▶確認画面が出たら「確認」をクリック

▶以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

■書面（議決権行使書）の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

■インターネットによる議決権の行使は、平成30年6月27日（水曜日）午後5時20分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合わせください。

■パスワードの取扱い

1. 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
2. パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取扱いいただきますよう、お願い申しあげます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 電話／0120-173-027（通話料無料）受付時間／午前9時から午後9時まで

第1号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。

利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開および内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、年間配当金は既に実施させていただいた中間配当金（1株につき金12円）とあわせて1株につき金26円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円　総額 1,544,557,280円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

1株当たり配当金・連結配当性向の推移

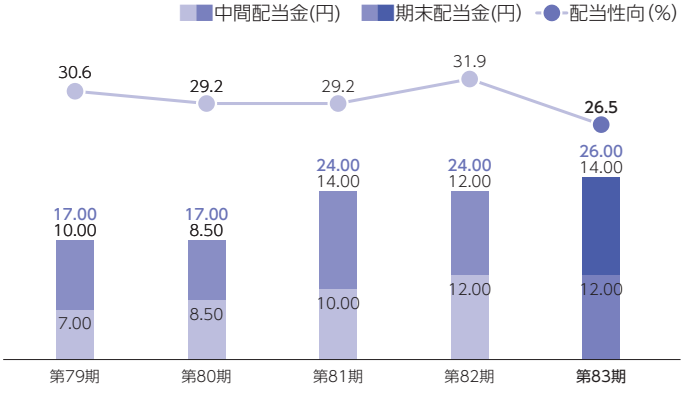

第2号議案　買収防衛策のための新株予約権無償割当て等の件

平成27年6月26日付定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することについてご承認いただきましたが、旧プランは本総会の終結をもって有効期間が満了することになります。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成30年5月9日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）として、旧プランの一部を改定した上で、更新すること（以下かかる更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策を「本プラン」といいます。）を決議いたしました。つきましては、当社定款第11条の定めに基づき、本プランを利用するために、本プランの要領で新株予約権無償割当て等に関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただくことにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由（新株予約権無償割当て等委任決議を必要とする理由）

(1)当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらす

ために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社が質の高い製品及びサービスの供給を継続し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには、①技術者達が人的つながりを基礎として協力しつつも互いに切磋琢磨する企業文化を維持すること、②製品開発力の基礎である技術者やお客様のニーズにあった空間の提案ができるデザイナーや営業担当者等の人的資産を中長期的視点で育成し、優良な顧客基盤を維持・拡大すること、③外部のデザイナーや仕入れ・販売等について業務提携を行っている国内外の事業パートナー等との信頼関係を維持していくこと、④当社グループの事業分野・人的ネットワークのシナジーによる総合力を最大限発揮していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を

提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容（本プランの内容）

(1)本プランの概要

本プランは、当社株券等（注1）の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て等を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当て等の実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会規則（その概要については別紙1のとおりです。）に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会（本プラン導入当初に予定されている独立委員会の委員は、別紙2「独立委員会委員略歴」のとおりです。）において、その判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2)本プランの発動に係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得若しくはこれらに類似する行為又はこれらの提案（注2）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

①当社が発行者である株券等（注3）について、保有者（注4）の株券等保有割合（注5）が20%以上となる買付その他の取得

②当社が発行者である株券等（注6）について、公開買付け（注7）を行う者の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会において本新株予約権の無償割当て等の対抗措置の不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言（条件又は留保等が付されていないものとします。）等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

①買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、

資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注12）
②買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
③買付等の価額及びその算定根拠
④買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意、並びに買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
⑤買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
⑥買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
⑦買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
⑧当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
⑨当社の企業文化についての考え方
⑩反社会的勢力との関係に関する情報
⑪その他当社取締役会又は独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領した場合、下記②の独立委員会の検討期間内において、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領した場合、上記①の当社取締役会による情報提供と並行しつつ、適切な期間（独立委員会が買付者等に追加的に提出を求めた情報を含め、買付者等により十分な情報が開示されてから90日間を超えないものとします。但し、下記(e)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当

社の費用で専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

①本プランの発動を勧告する場合等

独立委員会は、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）が存すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる手段を実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

1. 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
2. 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

上記のほか、独立委員会は、買付け等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

②本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株

予約権の無償割当て等の不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、代替案の検討、買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として、延長前の独立委員会検討期間の終了の日から30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(ⅰ)上記(e)①に従い、独立委員会において、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ⅱ)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、及び、独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3)本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その１

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その２

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

(ア) 株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為

(イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係又は当社の企業文化を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。この場合も、上記(1)「本プランの発動に係

る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(4)本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注13）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注14）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注15）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注16）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記

(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は

②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6)法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成30年5月9日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(7)その他の事項

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項又は本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができるものとします。

（注１）当社は、平成21年1月5日に株券電子化が実施されたことに伴い株券不発行会社となっていますが、本プランにおいては、金融商品取引法の規定に準拠した記載をすることが明確性・客観性に資するという観点から、適宜、同法の規定に準拠して「株券等」の用語を使用しています。

（注２）第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

（注３）金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

（注４）金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

（注５）金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

（注６）金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

（注７）金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

（注８）金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

（注９）金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

（注10）金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

（注11）金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

（注12）買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

（注13）原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20％以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

（注14）原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20％以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

（注15）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、

他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

（注16）具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合が、20％を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

別紙1

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(ⅰ)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役、又は(ⅲ)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う(但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主総会の決議に従う。)。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

①本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる手段(以下「本新株予約権の無償割当て等」という。)の実施又は不実施
②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
③本プランの対象となる買付等への該当性の判断
④買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
⑤買付者等の買付等の内容の精査・検討
⑥買付者等との協議・交渉
⑦当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提供する代替案の検討
⑧独立委員会検討期間の延長の決定
⑨本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主意思確認総会招集の要否の判断

⑩本プランの修正又は変更に係る承認
⑪本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
⑫その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑬当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

別紙2

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

浅野　広視（あさの　ひろみ）

〔略歴〕

昭和25年12月13日生まれ

昭和48年 4月	住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社
平成13年 6月	住友海上火災保険株式会社取締役執行役員統合推進室長
平成13年10月	三井住友海上火災保険株式会社取締役執行役員経営企画部長
平成16年 4月	三井住友海上火災保険株式会社常務取締役常務執行役員
平成17年 4月	三井住友海上火災保険株式会社取締役常務執行役員
平成18年 4月	三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員
平成18年10月	三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員商品本部長
平成20年 4月	三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員兼三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役
平成21年 4月	三井住友海上火災保険株式会社取締役副社長執行役員兼三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役
平成22年 4月	三井住友海上火災保険株式会社副社長執行役員東京企業第二本部長兼東京企業第二本部損害サポート・イノベーション本部長
平成23年 4月	三井住友海上火災保険株式会社特別顧問
平成23年 6月	社団法人日本損害保険協会専務理事
平成26年 7月	MS&ADビジネスサポート株式会社代表取締役社長
平成28年 6月	当社取締役（現在にいたる）

※浅野広視氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。なお、浅野広視氏は、東京証券取引所において独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

伊藤　裕慶（いとう　ひろよし）

〔略歴〕

昭和26年 3月	12日生まれ
昭和48年 4月	三菱地所株式会社入社
平成11年 4月	三菱地所株式会社丸の内開発事業部ソフト事業推進室長
平成14年 4月	三菱地所株式会社企画本部広報部長
平成15年 4月	三菱地所株式会社執行役員企画管理本部広報部長
平成17年 4月	三菱地所株式会社執行役員ビル事業本部ビル開発企画部長
平成17年 6月	三菱地所株式会社常務執行役員ビル事業本部副本部長兼ビル開発企画部長
平成19年 6月	三菱地所株式会社取締役常務執行役員
平成21年 4月	三菱地所株式会社取締役専務執行役員
平成21年 6月	三菱地所株式会社代表取締役専務執行役員
平成25年 4月	三菱地所リアルエステートサービス株式会社代表取締役社長
平成29年 6月	当社取締役（現在にいたる）

※伊藤裕慶氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。なお、伊藤裕慶氏は、東京証券取引所において独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

鈴木　祐一（すずき　ゆういち）

〔略歴〕

昭和21年 9月	21日生まれ
昭和51年 4月	東京地方検察庁検事
昭和58年 4月	弁護士登録（現在にいたる）
昭和60年 4月	東京経済法律事務所（現八重洲総合法律事務所）開設（現在にいたる）
平成16年 6月	当社監査役（現在にいたる）

※鈴木祐一氏は、現在、当社の社外監査役であります。なお、鈴木祐一氏は、東京証券取引所において独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

岩本　繁（いわもと　しげる）

〔略歴〕

昭和16年 3月31日生まれ	
昭和46年10月	監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
昭和51年 3月	公認会計士登録（現在にいたる）
平成 4年 7月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
平成11年 5月	朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）理事長
平成16年 5月	あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）会長
平成17年 6月	あずさ監査法人退社
平成23年 6月	学校法人東京経済大学理事長
平成23年 6月	当社補欠監査役
平成27年 6月	当社監査役（現在にいたる）

※岩本繁氏は、現在、当社の社外監査役であります。なお、岩本繁氏は、東京証券取引所において独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

第3号議案　取締役18名選任の件

取締役全員（18名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役18名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位
1	中村　雅行	再任	代表取締役 社長
2	佐藤　潔	再任	専務取締役
3	菊池　繁治	再任	専務取締役
4	土志田　貞一	再任	常務取締役
5	岩田　寿一	再任	常務取締役
6	山本　文雄	再任	常務取締役
7	山木　健一	再任	取締役
8	田中　格知	新任 社外	
9	浅野　広視	再任 社外 独立	取締役
10	伊藤　裕慶	再任 社外 独立	取締役
11	小熊　誠次	再任	取締役
12	金子　肇	再任	取締役
13	井上　健	再任	取締役
14	田尻　誠	再任	取締役
15	牧野　博	再任	取締役
16	酒徳　真司	再任	取締役
17	河野　直木	再任	取締役
18	荒川　和巳	新任	

候補者番号 1 **中村 雅行**（なかむら まさゆき） 昭和26年3月19日生 再任

所有する当社株式の数 80,240株

略歴、当社における地位、担当

昭和48年 4月 当社入社
平成 8年 6月 当社取締役
平成13年 6月 当社常務取締役
平成19年 6月 当社専務取締役
平成24年 6月 当社代表取締役社長（現）

重要な兼職の状況

㈱関西オカムラ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

昭和48年の入社以来、主にオフィス関連事業に従事し、平成8年に取締役に就任してから、企画本部長、生産本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 2 **佐藤 潔**（さとう きよし） 昭和25年8月10日生 再任

所有する当社株式の数 47,900株

略歴、当社における地位、担当

昭和48年 4月 ㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行
平成13年 2月 ㈱東京三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）丸の内支社長
平成14年 5月 当社入社
平成14年 6月 当社取締役
平成14年 6月 当社経理本部経理部長
平成16年 4月 当社管理本部経理部長
平成19年 6月 当社常務取締役
平成19年 6月 当社管理本部長（現）
平成24年 6月 当社専務取締役（現）

重要な兼職の状況

㈱オカムラ興産代表取締役社長、㈱オカムラビジネスサポート代表取締役社長

取締役候補者とした理由

昭和48年㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行、平成13年㈱東京三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）丸の内支社長、平成14年当社入社後同年取締役に就任し、経理部長、管理本部長を務めるなど銀行における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 3 **菊池 繁治**（きくち しげじ） 昭和30年3月21日生

再任

所有する当社株式の数 20,800株

略歴、当社における地位、担当

昭和52年 4月 当社入社
平成12年 2月 当社営業本部九州中国支社福岡支店長
平成15年 4月 当社営業本部東京西支社新宿支店長
平成17年 6月 当社営業本部首都圏西支社長
平成20年 4月 当社オフィス営業本部首都圏東支社長
平成21年 6月 当社取締役
平成24年 6月 当社常務取締役
平成27年 4月 当社オフィス営業本部首都圏営業本部長
平成28年 6月 当社専務取締役（現）
平成28年 6月 当社オフィス営業本部長（現）

取締役候補者とした理由

昭和52年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、平成21年に取締役に就任してから、首都圏東支社長、首都圏営業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験を有し経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 4 **土志田 貞一**（としだ ていいち） 昭和26年5月8日生

再任

所有する当社株式の数 33,600株

略歴、当社における地位、担当

昭和50年 4月 当社入社
平成 3年 3月 当社生産本部第四事業部長
平成 6年10月 当社管理本部情報システム部長
平成13年 6月 当社企画本部経営企画部長
平成18年 6月 当社取締役
平成18年 6月 当社企画本部長（現）
平成25年 6月 当社常務取締役（現）

取締役候補者とした理由

昭和50年の入社以来、主に生産・情報システム・経営企画関連事業に従事し、平成18年に取締役に就任してから、企画本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 5 **岩田 寿一**（いわた としかず） 昭和29年12月28日生 再任

所有する当社株式の数 22,600株

略歴、当社における地位、担当

昭和52年 4月 当社入社
平成 5年10月 当社営業統括本部西日本営業本部関西支社 京都支店長
平成10年 9月 当社オフィス環境事業本部関西支社神戸支店長
平成13年 2月 当社営業本部ディーラー推進部長
平成17年 6月 当社営業本部首都圏東支社長
平成20年 4月 当社オフィス営業本部首都圏西支社長
平成22年 6月 当社取締役
平成24年 6月 当社常務取締役（現）
平成27年 4月 当社ヘルスケア事業本部長（現）

取締役候補者とした理由

昭和52年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、平成22年に取締役に就任してから、首都圏西支社長、ヘルスケア事業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験を有し経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 6 **山本 文雄**（やまもと ふみお） 昭和26年2月21日生 再任

所有する当社株式の数 26,600株

略歴、当社における地位、担当

昭和52年10月 当社入社
平成10年 3月 当社商環境事業本部商環境総合研究所長
平成12年 7月 当社商環境事業本部マーケティング部長
平成20年 6月 当社取締役
平成20年 7月 当社商環境事業本部マーケティング本部長
平成26年 6月 当社商環境事業本部長（現）
平成28年 6月 当社常務取締役（現）

取締役候補者とした理由

昭和52年の入社以来、主に商環境関連事業に従事し、平成20年に取締役に就任してから、商環境マーケティング本部長、商環境事業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 7 **山木 健一**（やまき けんいち） 昭和32年2月20日生

再任

所有する当社株式の数 20,400株

略歴、当社における地位、担当

昭和55年 4月 当社入社
平成10年 3月 当社生産本部第二事業部富士事業所 製造管理部長
平成12年 5月 当社生産本部第二事業部富士事業所 ストア機器製造部長
平成13年 6月 当社企画本部情報システム部長
平成17年 2月 当社生産本部第一事業部つくば事業所長
平成18年 1月 当社生産本部第一事業部追浜事業所長
平成24年 6月 当社取締役（現）
平成24年 6月 当社生産本部長（現）

取締役候補者とした理由

昭和55年の入社以来、主に生産、情報システム関連事業に従事し、平成24年に取締役に就任してから、生産本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 8 **田中（たなか） 格知（のりかず）** 昭和35年2月8日生

新任 社外

所有する当社株式の数 0株

略歴、当社における地位、担当

昭和57年 4月 三菱商事㈱入社
平成18年 4月 同社鉄鋼原料本部MDPユニットマネージャー
平成21年 7月 同社非鉄金属本部付（兼）非鉄事業開発ユニットマネージャー
平成22年 4月 同社非鉄金属本部ベースメタル事業ユニットマネージャー
平成25年 4月 同社金属資源第二本部長
平成26年 4月 同社執行役員金属資源本部副本部長
平成27年 4月 同社執行役員金属資源本部長
平成29年 4月 同社執行役員金属資源本部長兼MDP事業部長
平成30年 4月 同社常務執行役員金属グループCEO（現）

重要な兼職の状況

三菱商事㈱常務執行役員金属グループCEO

社外取締役候補者とした理由

三菱商事㈱の常務執行役員を務め、世界各地に事業を展開する商社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役の候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

(1) 田中格知氏は、社外取締役候補者であります。
(2) 当社は、社外取締役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の選任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号 9 **浅野 広視**（あさの ひろみ） 昭和25年12月13日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数 1,700株 **取締役会への出席状況** 100%(12/12回)

略歴、当社における地位、担当

昭和48年 4月 住友海上火災保険㈱（現三井住友海上火災保険㈱）入社
平成13年 6月 同社取締役執行役員統合推進室長
平成13年10月 三井住友海上火災保険㈱取締役執行役員経営企画部長
平成16年 4月 同社常務取締役常務執行役員
平成17年 4月 同社取締役常務執行役員
平成18年 4月 同社取締役専務執行役員
平成18年10月 同社取締役専務執行役員商品本部長
平成20年 4月 同社取締役専務執行役員兼三井住友海上グループホールディングス㈱取締役
平成21年 4月 同社取締役副社長執行役員兼三井住友海上グループホールディングス㈱取締役
平成22年 4月 同社副社長執行役員東京企業第二本部長兼東京企業第二本部損害サポート・イノベーション本部長
平成23年 4月 同社特別顧問
平成23年 6月 社団法人日本損害保険協会専務理事
平成26年 7月 MS&ADビジネスサポート㈱代表取締役社長
平成28年 6月 当社取締役（現）

社外取締役候補者とした理由

三井住友海上火災保険㈱の常務執行役員、副社長執行役員を務め、世界各地に事業を展開する保険会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役の候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

(1) 浅野広視氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
(2) 同氏の社外取締役在任期間については、本総会終結の時をもって、2年となります。
(3) 当社は、社外取締役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 10 **伊藤 裕慶**（いとう ひろよし） 昭和26年3月12日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数 200株 **取締役会への出席状況** 100%（9/9回）

略歴、当社における地位、担当

昭和48年 4月 三菱地所㈱入社
平成11年 4月 同社丸の内開発事業部ソフト事業推進室長
平成14年 4月 同社企画本部広報部長
平成15年 4月 同社執行役員企画管理本部広報部長
平成17年 4月 同社執行役員ビル事業本部ビル開発企画部長
平成17年 6月 同社常務執行役員ビル事業本部副本部長兼ビル開発企画部長
平成19年 6月 同社取締役常務執行役員
平成21年 4月 同社取締役専務執行役員
平成21年 6月 同社代表取締役専務執行役員
平成25年 4月 三菱地所リアルエステートサービス㈱代表取締役社長
平成29年 6月 当社取締役（現）

重要な兼職の状況

㈱キーストーン・パートナース社外監査役

社外取締役候補者とした理由

三菱地所㈱の代表取締役専務執行役員、三菱地所リアルエステートサービス㈱の代表取締役社長を務め、全国的に事業を展開する不動産会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役の候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

(1) 伊藤裕慶氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
(2) 同氏の社外取締役在任期間については、本総会終結の時をもって、1年となります。
(3) 当社は、社外取締役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 11 **小熊 誠次**（こぐま せいじ） 昭和26年3月3日生

再任

所有する当社株式の数　62,200株

略歴、当社における地位、担当

昭和49年 4月 当社入社
平成 5年 3月 当社マーケティング本部オフィス製品部長
平成 8年 4月 当社オフィス環境事業本部オフィス製品部長
平成11年 1月 当社開発本部オフィス製品部長
平成12年12月 当社デザイン本部長（現）
平成20年 6月 当社取締役（現）

取締役候補者とした理由

昭和49年の入社以来、主に開発・オフィス関連事業に従事し、平成20年に取締役に就任してから、デザイン本部長を務めるなど、当社における豊富な経験を有し経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 12 **金子 肇**（かねこ はじめ） 昭和31年10月29日生

再任

所有する当社株式の数　18,700株

略歴、当社における地位、担当

昭和55年 4月 ㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行
平成12年 7月 ㈱東京三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）市ヶ谷支店長
平成18年 6月 ㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）新宿中央支社長
平成20年 2月 同行福岡支社長
平成21年11月 当社入社
平成22年 4月 当社海外営業本部海外戦略室長
平成23年10月 当社海外営業本部営業部長
平成24年 6月 当社取締役（現）
平成24年 6月 当社海外営業本部長（現）

取締役候補者とした理由

昭和55年㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行、平成20年㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）福岡支社長、平成21年当社入社後平成24年取締役に就任し、海外営業本部長を務めるなど銀行における豊富な経験を有し経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 13 **井上 健**（いのうえ けん） 昭和31年11月18日生 再任

所有する当社株式の数 6,600株

略歴、当社における地位、担当

昭和54年 4月 当社入社
平成 8年 4月 当社商環境事業本部東京東営業部 千葉西支店長
平成11年 9月 当社商環境事業本部営業本部東京西営業部 西支店長
平成18年 6月 当社商環境事業本部第一営業本部 東京西営業部長
平成20年 7月 当社商環境事業本部営業本部東京東営業部長
平成22年 3月 当社商環境事業本部営業本部首都圏営業部長
平成26年 6月 当社取締役（現）
平成26年 6月 当社商環境事業本部営業本部長
平成28年 6月 当社商環境事業本部東日本営業本部長（現）

取締役候補者とした理由

昭和54年の入社以来、主に商環境関連事業に従事し、平成26年に取締役に就任してから、商環境事業本部営業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 14 **田尻 誠**（たじり まこと） 昭和35年3月3日生 再任

所有する当社株式の数 7,000株

略歴、当社における地位、担当

昭和57年 4月 当社入社
平成 9年 7月 当社営業本部首都圏営業部東京東支社 大宮支店長
平成12年 2月 当社営業本部東京西支社赤坂支店長
平成17年 6月 当社営業本部首都圏西支社新宿支店長
平成21年 1月 当社オフィス営業本部西日本支社福岡支店長
平成24年 1月 当社物流システム事業本部 物流システム営業部長
平成27年 6月 当社取締役（現）
平成27年 6月 当社物流システム事業本部長（現）

取締役候補者とした理由

昭和57年の入社以来、主にオフィス環境、物流システム関連事業に従事し、平成27年に取締役に就任してから、物流システム事業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 15 **牧野 博**（まきの ひろし） 昭和33年6月23日生

再任

所有する当社株式の数 4,900株

略歴、当社における地位、担当

昭和56年	4月	日本電信電話公社（現日本電信電話㈱）入社
平成11年	4月	日本電信電話㈱長距離国際会社移行本部 ビジネスユーザ事業部 NI営業推進部 担当部長
平成11年	7月	NTTコミュニケーションズ㈱ ビジネスユーザ事業部NI営業推進部 担当部長
平成13年	7月	同社ビジネスユーザ事業部首都圏支店 第一営業部長
平成17年	4月	同社第一法人営業本部金融営業部担当部長
平成18年	7月	同社第一法人営業本部金融営業部長
平成22年	4月	同社第一法人営業本部 金融イノベーションシステム部長
平成23年	6月	㈱NTTソルコ営業本部取締役 金融ソリューション第一営業部長
平成27年	6月	当社入社
平成27年	6月	当社テレコム営業本部長（現）
平成28年	6月	当社取締役（現）

取締役候補者とした理由

昭和56年日本電信電話公社入社、平成22年NTTコミュニケーションズ㈱金融イノベーションシステム部長、平成27年当社入社以後平成28年に取締役に就任し、テレコム営業本部長を務めるなどNTT関連会社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 16 **酒徳 真司**（さかとく しんじ） 昭和34年7月16日生

再任

所有する当社株式の数 6,100株

略歴、当社における地位、担当

昭和57年	4月	当社入社
平成 9年	3月	当社商環境事業本部大阪東営業部 大阪東支店長
平成11年	7月	当社商環境事業本部営業本部近畿営業部 大阪西支店長
平成20年	2月	当社商環境事業本部第二営業本部 西日本営業部長
平成26年	6月	当社商環境事業本部営業本部西日本営業部長
平成28年	6月	当社取締役（現）
平成28年	6月	当社商環境事業本部西日本営業本部長（現）

取締役候補者とした理由

昭和57年の入社以来、主に商環境関連事業に従事し、平成28年に取締役に就任してから、西日本営業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 17 **河野 直木**（こうの なおき） 昭和41年3月22日生 再任

所有する当社株式の数 3,100株

略歴、当社における地位、担当

平成 元年 4月 当社入社
平成12年 2月 当社営業本部東京東支社金融法人部 第二支店長
平成17年 6月 当社営業本部東京西支社赤坂支店長
平成20年 4月 当社オフィス営業本部首都圏東支社京橋支店長
平成27年 4月 当社オフィス営業本部首都圏営業本部 京橋支店長
平成28年 6月 当社取締役（現）
平成28年 6月 当社オフィス営業本部首都圏営業本部長（現）

重要な兼職の状況

㈱ヒル・インターナショナル代表取締役社長

取締役候補者とした理由

平成元年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、平成28年に取締役に就任してから、首都圏営業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 18 **荒川 和巳**（あらかわ かずみ） 昭和40年2月14日生 新任

所有する当社株式の数 20,000株

略歴、当社における地位、担当

昭和62年 4月 当社入社
平成16年 4月 当社追浜事業所製造管理部長
平成18年 1月 当社つくば事業所長
平成20年 2月 当社生産本部企画部長
平成26年 5月 当社マーケティング本部オフィス製品部長（現）

取締役候補者とした理由

昭和62年の入社以来、主に生産・開発関連事業に従事し、オフィス製品部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しております。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

（注）各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案　補欠監査役2名選任の件

平成29年6月29日開催の第82回定時株主総会において補欠監査役に選任された林睦雄および大木章八の両氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなります。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、候補者林睦雄氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、候補者大木章八氏は社外監査役の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1　**林 睦雄**（はやし むつお）　昭和15年1月8日生　　再任

所有する当社株式の数　0株

略歴、当社における地位

昭和37年	4月	住友海上火災保険㈱（現三井住友海上火災保険㈱）入社
平成元年	6月	同社取締役
平成 9年	6月	同社取締役副社長
平成15年	6月	三井住友海上火災保険㈱常任特別顧問
平成15年	6月	当社取締役
平成23年	6月	当社補欠監査役（現）

補欠監査役候補者とした理由

住友海上火災保険㈱（現三井住友海上火災保険㈱）の副社長、当社社外取締役を務め、豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、職務執行を適切に監督し、監査役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

その他補欠監査役候補者に関する事項

林睦雄氏は、補欠の社内監査役候補者であります。

候補者番号 2 **大木 章八**（おおき しょうはち） 昭和10年3月7日生

再任 社外

所有する当社株式の数 63,314株

略歴、当社における地位

昭和42年 4月 弁護士登録（現）
昭和54年 2月 当社監査役
平成27年 6月 当社補欠監査役（現）

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士として、当社社外監査役として高い知見と幅広い視野を備え、職務執行を適切に監督し、監査役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

その他補欠監査役候補者に関する事項

(1) 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記補欠の社外監査役候補者とした理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
(2) 当社は、社外監査役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。同氏が監査役に就任された場合も、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

（ご参考）

社外役員独立性判断基準

株式会社オカムラ（以下「当社」という）は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、各社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の要件のいずれにも含まれないと判断される場合に、当該各社外役員が独立であるものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行取締役及び使用人（以下「業務執行者」という）。また、最近3年間における業務執行者。

2. 当社の現在の大株主（注1）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。

3. ①当社の主要な取引先（注2）（販売先）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
   ②当社の主要な取引先（注2）（仕入先）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
   ③当社の主要な借入先（注3）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。

4. 当社から過去3年平均にて役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家。

5. 当社から過去3年平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はその業務執行者。

6. 近親者（配偶者及び二親等内の親族をいう）が上記1から5までのいずれかに該当する者（但し、業務執行者については、重要な（注4）者に限る）。

7. その他、上記にて考慮されている事由以外の事由で、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

注1：「大株主」とは、当社株式に係る議決権を10%以上保有する株主をいう
注2：「主要な取引先」とは、当社の製品等の販売先又は仕入先であって、過去3事業年度における年間平均取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう
注3：「主要な借入先」とは、当社の借入金残高が直近事業年度末において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう
注4：「重要」とは役員・本部長・部長クラスの者をいう

以　上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内経済は、企業収益や雇用環境は引き続き改善傾向にあり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、特徴ある製品づくりやトータル・ソリューション提案による新しい市場創出、各事業分野でのシェア拡大と新規顧客開拓に努めるとともに、生産性向上やコストダウンを推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、過去最高の241,752百万円（前期比2.1%増）となりました。

損益面につきましては、営業利益は13,142百万円（前期比11.2%増）、経常利益は14,000百万円（前期比9.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,820百万円（前期比30.4%増）となり、最高益を更新いたしました。

なお、セグメント別の業績は次ページ以降のとおりであります。

売上高

第82期(平成29年3月期) 236,776百万円

第83期(平成30年3月期) 241,752百万円

前期比 **2.1**%増

営業利益

第82期(平成29年3月期) 11,815百万円

第83期(平成30年3月期) 13,142百万円

前期比 **11.2**%増

経常利益

第82期(平成29年3月期) 12,761百万円

第83期(平成30年3月期) 14,000百万円

前期比 **9.7**%増

親会社株主に帰属する当期純利益

第82期(平成29年3月期) 8,295百万円

第83期(平成30年3月期) 10,820百万円

前期比 **30.4**%増

セグメント別概況

オフィス環境事業



売上高
128,515百万円

セグメント利益
9,782百万円

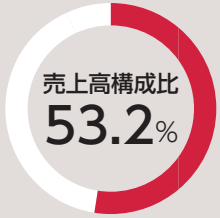

主要な事業内容（平成30年3月31日現在）
オフィス家具、公共施設用家具、研究施設用家具、金庫・貸金庫、防水板、防犯設備、SOHO家具、移動間仕切、収納型間仕切などを製造し、一般企業をはじめ諸官庁、公共団体、学校、病院、金融機関、一般家庭へ販売するほか、据付・内装工事等も請負っております。

オフィス環境事業につきましては、大規模オフィスビルの供給は短期的な端境期にあり、大型移転案件の減少が見られたものの、業績が好調な企業を中心としたオフィスの移転需要及びリニューアル需要が増加いたしました。このような状況のもと、オフィスでの働き方改革や健康への関心の高まりに対する新しいオフィス環境づくりを積極的に提案し、前連結会計年度に比べ、売上高、利益ともに増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、128,515百万円（前期比3.3%増）、セグメント利益は、9,782百万円（前期比10.2%増）となりました。

売上高　（単位:百万円）

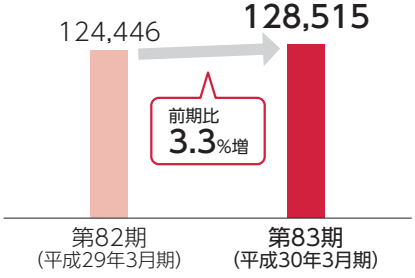

セグメント利益　（単位:百万円）

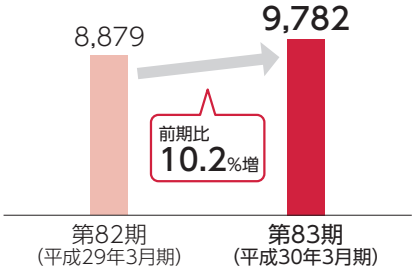


図書館


病院

商環境事業



売上高
95,956百万円

セグメント利益
2,487百万円

売上高構成比
39.7%

主要な事業内容（平成30年3月31日現在）
店舗用商品陳列棚、冷凍冷蔵ショーケース、店舗カウンターなどを製造し、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどを対象に販売するほか、据付・内装工事・店舗保守サービス等も請負っております。

商環境事業につきましては、食品スーパー、ドラッグストアなど業績が好調な小売業界を中心に、店舗什器、カート機器、セキュリティ製品など総合力を活かしたトータル提案を強化し、冷凍冷蔵ショーケースのシェアアップやコスト低減に努めましたが、年度後半には需要が低迷し、また資材価格が上昇したこともあり、前連結会計年度に比べ、売上高は横ばい、利益は減少いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、95,956百万円（前期比0.3%減）、セグメント利益は、2,487百万円（前期比18.0%減）となりました。

売上高　（単位:百万円）

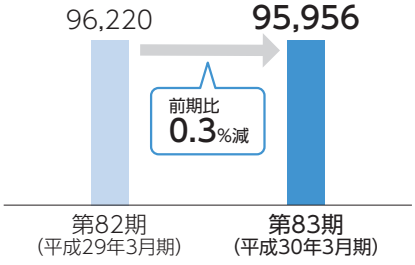

セグメント利益　（単位:百万円）

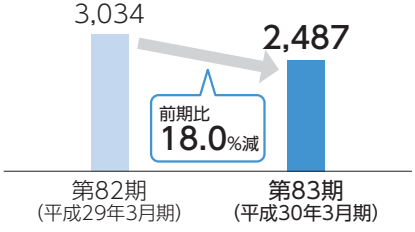


冷凍冷蔵ショーケース


店舗用商品陳列棚

その他（物流機器事業他）



売上高
17,280百万円

セグメント利益
872百万円

売上高構成比
7.1%

主要な事業内容（平成30年3月31日現在）
工場・倉庫用物品保管棚、物流自動機器・装置を製造販売するほか、据付・工事等も請負っております。
産業車両・建設機械用流体変速機を受注し、製造販売を行っております。
当社グループ所有の不動産を賃貸しております。

物流機器事業につきましては、食品、医薬、通販などの有力分野や自動倉庫の拡販に注力するとともに、人手不足に対応した省人化の要望に対し、提案力と優位性のある製品の強みを最大限に活かした積極的な営業活動に努めたことにより、前連結会計年度に比べ、売上高、利益ともに増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、17,280百万円（前期比7.3%増）、セグメント利益は、872百万円（前期は98百万円のセグメント損失）となり、大幅に収益改善を達成いたしました。

売上高　（単位:百万円）

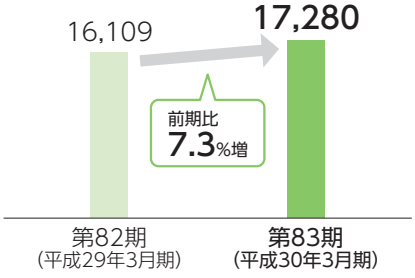

セグメント利益または損失　（単位:百万円）

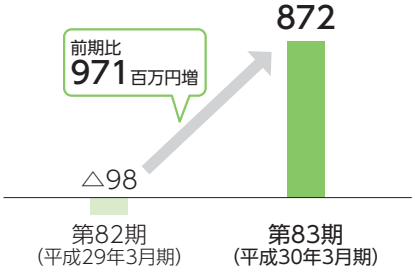


ロボットストレージシステム


流体変速機（トルクコンバータ）

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は4,467百万円であります。その主な内訳は、生産設備の維持更新・省力化に関わる機械設備の投資、新製品に関わる金型投資等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、既発行社債の償還5,000百万円がありましたが、平成29年4月に第14回無担保社債発行による5,000百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、平成30年4月1日付で「株式会社オカムラ」に社名を変更し、オカムラのミッションを「豊かな発想と確かな品質で、人が集う環境づくりを通して、社会に貢献する」と明文化いたしました。社名とブランドを統一することで、トータルソリューション企業への変革とグローバル化の更なる推進を図るとともに、企業価値の持続的な向上に向けた取り組みを強化してまいります。

今年度の日本経済は、米国の政策動向、中国経済及び新興国経済の減速懸念など、依然として先行きの不透明感は残っているものの、企業収益や雇用環境は引き続き改善し、景気は緩やかながらも回復が続くものと予想しております。

このような事業環境のなか、当社グループは、競争力・特徴のある新製品の開発、総合力を活かしたソリューション型ビジネスの積極的展開により、事業競争力の強化を図り、売上高、利益の拡大を目指してまいります。

●オフィス環境事業について

主力のオフィス環境事業につきましては、都心を中心とした大規模オフィスビルの供給が、高水準になると見込まれており、オフィス需要は堅調に推移すると予想しております。また、働き方改革や健康への関心など新しいオフィスづくりへの動きもより高まっております。このような状況のもと、業績が好調な企業や業種への販売促進を強化するとともに、当社グループの強みであるトータル提案を展開することにより、オフィス市場の売上高の拡大を目指してまいります。また、オフィス周辺市場での優位性の確立、収益性の改善、人材育成の徹底・強化に取り組んでまいります。

●商環境事業について

商環境事業につきましては、小売業を中心に新規出店、既存店の改装需要は引き続き好調に推移すると予想しております。また、人手不足を背景に省人省力化

に向けた投資の拡大が見込まれます。このような状況のもと、お客様のニーズにマッチした製品の品揃え、拡大を図り、店舗什器、カート機器、セキュリティ製品など総合力を活かしたトータル提案を強化し、売上高の拡大を目指してまいります。

●その他（物流機器事業他）について

その他（物流機器事業他）につきましては、卸・小売業のネット通販の拡大などで、大型物流施設の需要は高水準に推移し、また、省人省力化への要望はますます強まると予想しております。このような状況のもと、差別化製品の開発に積極的に取り組むとともに、社内エンジニアリング体制の強化を図り、売上高の拡大と安定的な利益確保を目指してまいります。

●海外展開について

海外展開につきましては、代理店の獲得と支援強化、世界市場での知名度の向上と戦略製品の積極的投入により市場拡大を図り、売上高の拡大を目指してまいります。

●今後の展望について

生産・物流面につきましては、原材料や物流コストの上昇に対し、効果的な設備投資と継続的な改善活動により、サプライチェーンの最適化を図ってまいります。併せて、全社にわたる業務効率化への取り組みを一層強化してまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5)財産及び損益の状況

❶当社グループの財産及び損益の状況（連結）

		第79期 平成26年3月期	第80期 平成27年3月期	第81期 平成28年3月期	第82期 平成29年3月期	**第83期 平成30年3月期**
売上高	(百万円)	211,363	220,130	240,794	236,776	**241,752**
営業利益	(百万円)	9,454	8,766	12,960	11,815	**13,142**
経常利益	(百万円)	10,067	10,347	13,590	12,761	**14,000**
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,113	6,422	9,067	8,295	**10,820**
1株当たり当期純利益	(円)	55.49	58.30	82.31	75.30	**98.23**
総資産	(百万円)	190,913	207,387	217,485	218,741	**235,765**
純資産	(百万円)	93,229	103,544	108,491	114,249	**125,585**
1株当たり純資産	(円)	842.80	936.59	980.32	1,032.06	**1,136.82**
自己資本比率	(%)	48.6	49.8	49.7	52.0	**53.1**
自己資本利益率(ROE)	(%)	6.8	6.5	8.6	7.5	**9.1**

売上高　(単位:百万円)

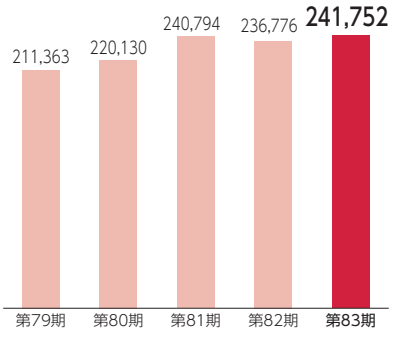

経常利益　(単位:百万円)

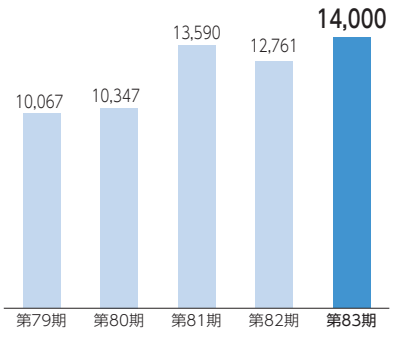

親会社株主に帰属する当期純利益　(単位:百万円)

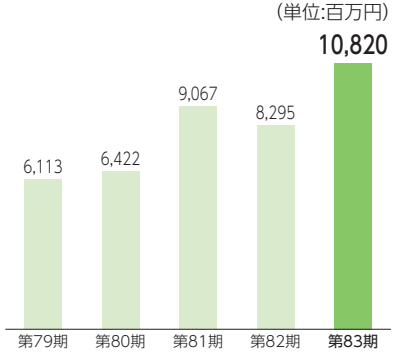

❷当社の財産及び損益の状況（単体）

		第79期 平成26年3月期	第80期 平成27年3月期	第81期 平成28年3月期	第82期 平成29年3月期	**第83期 平成30年3月期**
売上高	(百万円)	191,346	198,717	217,690	212,927	**216,575**
営業利益	(百万円)	7,994	7,578	10,860	8,798	**10,896**
経常利益	(百万円)	8,931	14,205	11,803	10,480	**13,708**
当期純利益	(百万円)	5,560	10,147	7,764	7,227	**11,290**
1株当たり当期純利益	(円)	50.39	91.97	70.38	65.51	**102.33**
総資産	(百万円)	167,646	179,902	190,231	192,743	**211,437**
純資産	(百万円)	78,921	91,602	97,088	101,532	**113,793**
1株当たり純資産	(円)	715.30	830.26	880.00	920.30	**1,031.43**

売上高 (単位:百万円)

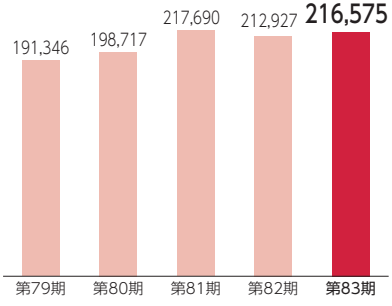

経常利益 (単位:百万円)

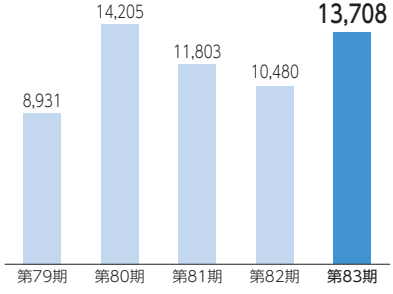

当期純利益 (単位:百万円)

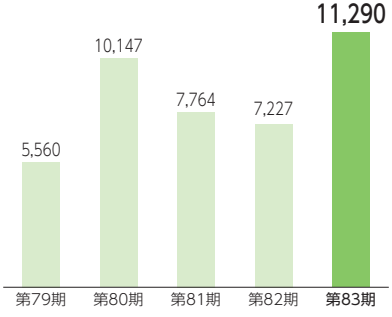

(6)重要な親会社及び子会社の状況

❶親会社の状況

該当事項はありません。

❷重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社関西岡村製作所	100 百万円	100.0 %	事務用家具の製造
株式会社オカムラ物流	90	100.0	貨物運送

(注) 株式会社関西岡村製作所は、平成30年4月1日付で「株式会社関西オカムラ」へ商号変更しております。

(7)主要な営業所及び工場(平成30年3月31日現在)

❶当社の主要な営業所及び工場

本店		(神奈川県横浜市)	
営業拠点	オフィス営業本部	東日本支社(宮城県仙台市) 中部支社(愛知県名古屋市) 西日本支社(福岡県福岡市)	首都圏営業本部(東京都港区) 関西支社(大阪府大阪市)
	商環境事業本部	東北営業部(宮城県仙台市) 東都東営業部(東京都千代田区) 中部営業部(愛知県名古屋市) 西日本営業部(福岡県福岡市)	関信越営業部(東京都千代田区) 東都西営業部(東京都千代田区) 近畿営業部(大阪府大阪市)
	テレコム営業本部	(東京都千代田区)	
	ヘルスケア事業本部	(東京都千代田区)	
	物流システム事業本部	(東京都千代田区)	
	海外営業本部	(東京都港区)	
	機械営業部	(神奈川県横須賀市)	
製造拠点		追浜事業所(神奈川県横須賀市) つくば事業所(茨城県つくば市) 御殿場事業所(静岡県御殿場市) 鶴見事業所(神奈川県横浜市)	高畠事業所(山形県東置賜郡高畠町) 富士事業所(静岡県御殿場市) 中井事業所(神奈川県足柄上郡中井町) 機械事業部(神奈川県横須賀市)

❷当社子会社の主要な営業所及び工場

	会　社　名	主　要　拠　点
営業拠点	上海岡村家具物流設備有限公司	(中華人民共和国)
	Salotto(China)Limited	(中華人民共和国)
製造拠点	株式会社関西岡村製作所	(大阪府東大阪市)
	株式会社エヌエスオカムラ	(岩手県釜石市)
	株式会社山陽オカムラ	(岡山県高梁市)
	シーダー株式会社	(神奈川県横浜市)
	株式会社富士精工本社	(石川県能美市)
	杭州岡村伝動有限公司	(中華人民共和国)
その他サービス拠点等	株式会社オカムラ物流	(神奈川県横浜市)
	株式会社オカムラサポートアンドサービス	(東京都千代田区)
	セック株式会社	(東京都台東区)

(8)従業員の状況(平成30年3月31日現在)

❶当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	増減(△)名
オフィス環境事業	2,991	38
商環境事業	1,294	72
その他(物流機器事業他)	415	22
全社(共通)	203	△ 14
合計	4,903	118

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

❷当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
名	増減(△)名
3,326	110

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9)当社の主要な借入先の状況(平成30年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,200
株式会社横浜銀行	1,900
株式会社みずほ銀行	1,600

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で「株式会社三菱UFJ銀行」へ商号変更しております。

(10)その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年4月1日付で、株式会社オカムラに商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項(平成30年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数　400,000,000株

(2)発行済株式の総数　112,391,530株
(自己株式　2,066,010株を含む)

(3)株主数　5,385名
(前事業年度末比　936名減)

(4)大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,151	10.11
三菱商事株式会社	6,300	5.71
オカムラグループ従業員持株会	6,032	5.47
明治安田生命保険相互会社	5,437	4.93
新日鐵住金株式会社	5,313	4.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,220	4.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,805	4.36
三井住友海上火災保険株式会社	4,236	3.84
株式会社横浜銀行	4,076	3.69
オカムラ協力会持株会	3,641	3.30

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(2,066,010株)を控除して計算しております。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で「株式会社三菱UFJ銀行」へ商号変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役(平成30年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村　雅行	㈱関西岡村製作所代表取締役社長
専務取締役	佐藤　　潔	管理本部長 ㈱岡村興産代表取締役社長 ㈱オカムラビジネスサポート代表取締役社長
専務取締役	岩下　博樹	マーケティング本部長
専務取締役	菊池　繁治	オフィス営業本部長
常務取締役	岩田　寿一	ヘルスケア事業本部長
常務取締役	土志田 貞一	企画本部長
常務取締役	山本　文雄	商環境事業本部長
取締役	西浦　完司	三菱商事㈱常務執行役員金属グループCEO
取締役	浅野　広視	
取締役	伊藤　裕慶	㈱キーストーン・パートナース社外監査役
取締役	小熊　誠次	デザイン本部長
取締役	金子　　肇	海外営業本部長
取締役	山木　健一	生産本部長
取締役	井上　　健	商環境事業本部東日本営業本部長
取締役	田尻　　誠	物流システム事業本部長
取締役	牧野　　博	テレコム営業本部長
取締役	酒徳　真司	商環境事業本部西日本営業本部長
取締役	河野　直木	オフィス営業本部首都圏営業本部長 ㈱ヒル・インターナショナル代表取締役社長
監査役(常勤)	守分　　宣	
監査役(常勤)	荒谷　克典	
監査役	鈴木　祐一	弁護士 カドカワ㈱社外監査役 ㈱ぎょうせい社外監査役 ロックペイント㈱社外取締役
監査役	岩本　　繁	公認会計士 ㈱パロマ社外取締役

(注) 1. 取締役西浦完司、浅野広視及び伊藤裕慶の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役西浦完司氏は、平成30年4月1日付で三菱商事株式会社の常務執行役員コーポレート担当役員（業務、調査、経済協力、ロジスティクス総括）（兼）アジア・大洋州統括に就任しております。
3. 監査役鈴木祐一及び岩本繁の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役岩本繁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役浅野広視、取締役伊藤裕慶、監査役鈴木祐一及び監査役岩本繁の各氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 平成29年6月29日開催の第82回定時株主総会において、伊藤裕慶氏が新たに取締役に選任され、同日就任いたしました。
7. 平成29年6月29日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、中村喜久男及び飯塚延幸の両氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
8. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、上記のほか、後記「(3) 社外役員に関する事項」の記載もご参照ください。
9. ㈱岡村興産は、平成30年4月1日付で「㈱オカムラ興産」へ商号変更しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
	名	百万円
取締役	20	389
監査役	4	50
合　計	24	439

(注) 1. 上記には、平成29年6月29日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額123百万円を支給しております。
3. 平成18年6月29日開催の第71回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額は年額5億円以内、監査役の報酬限度額は年額8千万円以内と決議いただいております。
ただし、報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3)社外役員に関する事項

❶重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ　取締役　西浦　完司

同氏は、三菱商事株式会社常務執行役員金属グループCEO（平成30年4月1日以降は、三菱商事株式会社常務執行役員コーポレート担当役員（業務、調査、経済協力、ロジスティクス総括）（兼）アジア・大洋州統括）を兼務しております。同社は、当社株式の5.71%を保有する株主であります。

ロ　監査役　岩本　　繁

同氏は、学校法人東京経済大学の理事長でありましたが、平成29年5月31日付で退任しております。なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

❷重要な兼職の状況（他の法人等の社外役員等を兼任している場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ　取締役　浅野　広視

同氏は、トーア再保険株式会社の社外取締役でありましたが、平成29年6月29日付で退任しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ　取締役　伊藤　裕慶

同氏は、株式会社キーストーン・パートナースの社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ハ　監査役　鈴木　祐一

同氏は、カドカワ株式会社及び株式会社ぎょうせいの社外監査役ならびにロックペイント株式会社の社外取締役であります。また、サステイナブルエネルギー開発株式会社の社外取締役でありましたが、平成29年10月2日付で退任しております。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ニ　監査役　岩本　　繁

同氏は、株式会社パロマの社外取締役であります。また、株式会社三井住友銀行の社外取締役でありましたが、平成29年6月29日付で退任しております。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

❸当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況
社外取締役	西浦　完司	12回/12回（100%）	—	当事業年度中に出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
	浅野　広視	12回/12回（100%）	—	当事業年度中に出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
	伊藤　裕慶	9回/9回（100%）	—	社外取締役就任後に出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
社外監査役	鈴木　祐一	12回/12回（100%）	11回/12回（91.7%）	当事業年度中に出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて弁護士としての専門的見地から当社コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。
	岩本　　繁	12回/12回（100%）	12回/12回（100%）	当事業年度中に出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

❹責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

❺報酬等の総額

社外役員　6名　　38百万円

5. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支払額
	百万円
❶当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務（監査証明業務）の対価についての報酬	59
❷当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

(3)非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、社債発行時のコンフォートレター作成等についての対価を支払っております。

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、当社監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6.会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制

❶取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報（取締役会議事録・稟議書等）は、社内規則に則り適切に保存及び管理することとしております。

❷損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクのほか、財務、法務、災害、環境、品質、情報セキュリティ等の業務運営上に係る主要な各種リスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定め、その指揮のもと、それぞれの担当部門にて、必要に応じ、規則・ガイドラインまたはマニュアルの制定等を行うものとすることとしております。

❸取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うこととしております。また、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保しております。

業務分掌規程及び職務権限規程により、各職位の職務及び権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制としております。

❹取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定めております。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

❺当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「行動規範」を当社及び当社グループ共有のものとして定め、これを周知させ、また、当社及び当社グループの取締役及び使用人等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図ることとしております。また、当社及び当社グループの連結ベースでの中期経営計画を策定し、グループ全体での効率的な業務執行を図ることとしております。関係会社において、当社との協議が必要な事項と報告が必要な事項を関係会社管理規程として定めるとともに、当社及び当社グループの業務執行状況及びリスク管理状況等に対する内部監査を行い、そ

の結果を当社代表取締役等に報告することで、当社及び当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、取締役は監査役と協議し適切に対応することとしております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応することとしております。

⑧当該株式会社及びその子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社または当社グループの取締役及び使用人等は、当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または重大な法令・定款違反の事実について、当社監査役または当該子会社における担当部署もしくは監査役に遅滞なく報告することとしております。当社または当社グループの取締役または使用人等からかかる事項の報告を受けた者は、当該報告の内容を当社監査役に遅滞なく報告することとしております。

監査部は、監査部が実施した内部監査の結果について、監査役に報告することとしております。

また、コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、グループ通報受付窓口を設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を行うこととしております。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席することができることとしております。

監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行うこととしております。

監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を監査部に対し要望することができることとしております。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

❶コンプライアンス

当社の「行動規範」をハンドブックの配付等により周知させ、違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

役員及び従業員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

❷リスク管理体制

災害対策の強化を目的として、災害対応マニュアルを改訂し、全従業員への配付と教育を実施しています。また、従業員の安否確認システムを構築し、災害発生時に有効に機能するよう、年2回の定期訓練を行っています。

情報セキュリティの一層の向上をめざし、「社内情報システム使用規則」において、情報端末の適正な使用方法を規定するとともに、広報や教育を実施し、情報管理意識の向上を図っています。また、「個人情報管理委員会」を設置し、教育活動、現場の監査・指導を実施しています。

監査部は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の業務監査及び会計監査を実施しており、その結果は、当社代表取締役、担当取締役及び当社監査役に報告されています。

❸取締役の職務執行

原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っています。

「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書等の職務執行に係る情報を適切に保存及び管理しています。

❹グループ管理体制

「行動規範」を当社グループ共有のものとして定めており、ハンドブックの配付等により周知し「行動規範」に違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

当社グループの取締役及び使用人等に対し、役員及び従業員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

毎月開催される「経営会議」及び年2回開催される「関連会社社長会」にて、子会社の代表取締役から経営状

況等の報告を受けるとともに、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて、当社取締役会に報告しています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を年1回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

当社監査部は子会社に対し、原則年1回の定期監査及び必要に応じて随時内部監査を行い、その結果を子会社の代表取締役、当社代表取締役、子会社担当取締役、当社監査役に報告しています。

❺監査役

監査役は、「監査役会規程」に基づき、原則月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席や、稟議書の閲覧等により、取締役の職務が適正に執行されているか監査しています。

また、代表取締役と定期的な意見交換を行い、会計監査人や監査部と連携し、監査の実効性確保に努めております。

(3)株式会社の支配に関する基本方針

❶基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そして、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができない場合などには、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、こ

のような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

❷基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

イ　基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

当社は、「競争力の向上」、「国内事業基盤の強化」及び「グローバル化による市場拡大」の取組みを進めることにより、中長期の成長を目指した企業価値の向上に努めております。

また、当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任の所在を明確化するため、取締役の任期を1年としております。また、独立性を有する社外取締役を3名選任しております。さらに、監査役4名のうち、2名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等に出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっておりコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

ロ　基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、平成27年5月8日開催の当社取締役会決議及び同年6月26日付の第80期事業年度に係る株主総会決議において、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）として導入された、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、本プランの目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て等を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。またこのほか、本プラン所定の要件を満たし、かつ、相当性を有する場合には、

当社は法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当て等の実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、第80期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされているため、本プランは、第83期事業年度に係る定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

(注) 当社は、上記①の基本方針に従い、今後も企業価値ひいては株主共同の利益を引き続き確保し、向上させるために、平成30年5月9日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、本プランの内容を一部改定のうえ、更新することを決議しており、第2号議案として当該更新に係る議案を本年6月28日開催の定時株主総会に付議いたします。更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の詳細につきましては、招集ご通知に添付の株主総会参考書類をご参照ください。

❸具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記②ロに記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、(i) 株主総会において株主の承認を得た上導入されたものであること、(ii) 一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、(iii) 本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、(iv) 独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経ることが必要とされていること、(v) 独立委員会は当社の費用で専門家等の助言を受けることができるとされていること、(vi) 本プランの有効期間が3年間と定められた上、株主総会又は取締役会により廃止できるとされていること、(vii) 当社取締役の任期は1年とされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的としております。

(4)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。

利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開及び内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株につき14円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金（1株につき12円）を加えた年間配当額は、1株につき26円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第83期 平成30年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**117,795**
現金及び預金	27,452
受取手形及び売掛金	68,015
商品及び製品	11,579
仕掛品	1,658
原材料及び貯蔵品	4,464
繰延税金資産	2,124
その他	2,579
貸倒引当金	△ 78
固定資産	**117,969**
有形固定資産	**56,343**
建物及び構築物	14,666
機械装置及び運搬具	10,822
土地	27,892
建設仮勘定	229
その他	2,732
無形固定資産	**4,045**
のれん	5
その他	4,039
投資その他の資産	**57,580**
投資有価証券	49,414
退職給付に係る資産	725
敷金	4,387
繰延税金資産	1,555
その他	1,533
貸倒引当金	△ 35
資産合計	**235,765**

科 目	第83期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**74,858**
支払手形及び買掛金	28,764
電子記録債務	20,283
短期借入金	6,190
1年内返済予定の長期借入金	1,503
1年内償還予定の社債	5,000
未払法人税等	3,010
未払消費税等	886
賞与引当金	3,850
繰延税金負債	0
その他	5,369
固定負債	**35,321**
社債	5,000
長期借入金	5,307
退職給付に係る負債	15,502
繰延税金負債	5,765
その他	3,746
負債合計	**110,179**
純資産の部	
株主資本	**111,999**
資本金	18,670
資本剰余金	16,766
利益剰余金	78,991
自己株式	△ 2,429
その他の包括利益累計額	**13,223**
その他有価証券評価差額金	14,103
為替換算調整勘定	236
退職給付に係る調整累計額	△ 1,116
非支配株主持分	**362**
純資産合計	**125,585**
負債純資産合計	**235,765**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位:百万円）

科目	第83期 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
売上高	**241,752**
売上原価	165,957
売上総利益	**75,794**
販売費及び一般管理費	62,651
営業利益	**13,142**
営業外収益	1,469
受取利息	20
受取配当金	624
持分法による投資利益	217
その他	607
営業外費用	611
支払利息	196
為替差損	59
固定資産除売却損	116
その他	238
経常利益	**14,000**
特別利益	2,100
退職給付制度改定益	1,976
債務免除益	123
特別損失	22
減損損失	5
投資有価証券評価損	14
ゴルフ会員権評価損	2
税金等調整前当期純利益	**16,078**
法人税、住民税及び事業税	3,809
法人税等調整額	1,404
当期純利益	**10,865**
非支配株主に帰属する当期純利益	44
親会社株主に帰属する当期純利益	**10,820**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,670	16,762	70,819	△ 2,422	103,829
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,647		△ 2,647
親会社株主に帰属する当期純利益			10,820		10,820
自己株式の取得				△ 6	△ 6
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		3			3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	3	8,172	△ 6	8,169
当期末残高	18,670	16,766	78,991	△ 2,429	111,999

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,256	56	△ 452	9,860	559	114,249
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,647
親会社株主に帰属する当期純利益						10,820
自己株式の取得						△ 6
連結子会社株式の追加取得による持分の増減						3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,847	180	△ 664	3,363	△ 197	3,165
当期変動額合計	3,847	180	△ 664	3,363	△ 197	11,335
当期末残高	14,103	236	△ 1,116	13,223	362	125,585

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位:百万円）

科目	第83期 平成30年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**97,232**
現金及び預金	15,108
受取手形	7,290
売掛金	55,382
商品及び製品	10,909
仕掛品	996
原材料及び貯蔵品	3,507
前払費用	933
繰延税金資産	1,714
その他	1,415
貸倒引当金	△ 26
固定資産	**114,205**
有形固定資産	**46,809**
建物	11,695
構築物	760
機械及び装置	7,070
車両運搬具	72
工具、器具及び備品	1,777
土地	25,253
建設仮勘定	179
無形固定資産	**4,001**
特許権	6
借地権	560
ソフトウェア	3,324
その他	109
投資その他の資産	**63,394**
投資有価証券	45,038
関係会社株式	11,151
関係会社長期貸付金	1,943
破産更生債権等	35
前払年金費用	725
敷金	4,111
その他	1,193
貸倒引当金	△ 805
資産合計	**211,437**

科目	第83期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**68,360**
支払手形	4,820
電子記録債務	20,283
買掛金	21,713
短期借入金	5,200
関係会社短期借入金	100
1年内返済予定の長期借入金	1,000
1年内償還予定の社債	5,000
リース債務	78
未払金	715
未払費用	2,205
未払法人税等	2,616
未払消費税等	723
前受金	565
預り金	217
賞与引当金	3,121
固定負債	**29,284**
社債	5,000
長期借入金	3,950
リース債務	202
退職給付引当金	11,532
関係会社事業損失引当金	23
長期預り金	2,591
繰延税金負債	5,676
その他	308
負債合計	**97,644**
純資産の部	
株主資本	**100,426**
資本金	**18,670**
資本剰余金	**16,759**
資本準備金	16,759
利益剰余金	**67,332**
利益準備金	1,874
その他利益剰余金	65,458
圧縮記帳積立金	4,516
別途積立金	4,180
繰越利益剰余金	56,761
自己株式	**△ 2,336**
評価・換算差額等	**13,367**
その他有価証券評価差額金	**13,367**
純資産合計	**113,793**
負債純資産合計	**211,437**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位:百万円)

科目	第83期 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
売上高	**216,575**
売上原価	149,058
売上総利益	**67,517**
販売費及び一般管理費	56,621
営業利益	**10,896**
営業外収益	3,650
受取利息	36
受取配当金	3,021
その他	592
営業外費用	838
支払利息	119
社債利息	29
固定資産除売却損	89
関係会社貸倒引当金繰入額	372
関係会社事業損失引当金繰入額	23
その他	204
経常利益	**13,708**
特別利益	1,812
退職給付制度改定益	1,812
特別損失	61
投資有価証券評価損	14
関係会社株式評価損	45
ゴルフ会員権評価損	2
税引前当期純利益	**15,459**
法人税、住民税及び事業税	3,060
法人税等調整額	1,108
当期純利益	**11,290**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,556	4,180	48,079	58,690
当期変動額								
剰余金の配当							△ 2,647	△ 2,647
圧縮記帳積立金の取崩					△ 40		40	—
当期純利益							11,290	11,290
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 40	—	8,682	8,642
当期末残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,516	4,180	56,761	67,332

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 2,335	91,785	9,747	9,747	101,532
当期変動額					
剰余金の配当		△ 2,647			△ 2,647
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
当期純利益		11,290			11,290
自己株式の取得	△ 1	△ 1			△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			3,619	3,619	3,619
当期変動額合計	△ 1	8,641	3,619	3,619	12,260
当期末残高	△ 2,336	100,426	13,367	13,367	113,793

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社オカムラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　園　田　博　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　口　靖　仁　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オカムラの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オカムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社オカムラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　園　田　博　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　口　靖　仁　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オカムラの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

株式会社 オカムラ　監査役会

常勤監査役　守　分　　宣　㊞

常勤監査役　荒　谷　克　典　㊞

社外監査役　鈴　木　祐　一　㊞

社外監査役　岩　本　　繁　㊞

以　上

メ　モ

第83回株主総会会場ご案内図

日　時

平成30年
6月28日(木曜日)
午前10時

会　場

横浜市西区北幸一丁目11番3号

ホテル横浜
キャメロットジャパン
5階　「ジュビリー」

電話045-312-2111

交　通

JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線

「横浜駅」徒歩5分

横浜駅西口相鉄ジョイナスB1
(旧ダイヤモンド地下街)
南12番出口直結

※ホテル横浜キャメロットジャパンへは横浜駅西口相鉄ジョイナスB1(旧ダイヤモンド地下街)を経由してお越しになると便利です。

駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

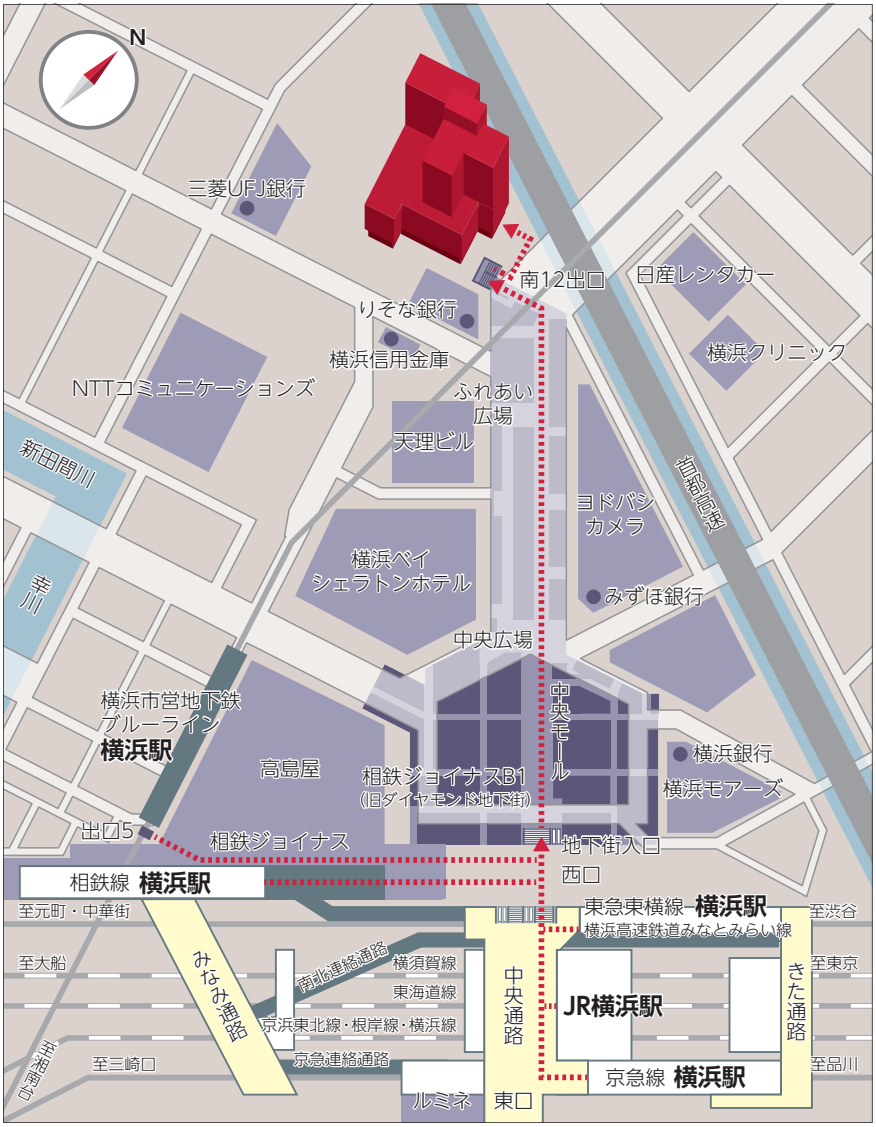

株式会社 オカムラ

http://www.okamura.co.jp/

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。